出席停止のお知らせ

令和 年 月 日

切

1)

取

り

年 組 氏名

保 護 者 様

大田区立大森第二中学校 校長 橋田 康裕

お子様は、このたび「学校において予防すべき感染症」にかかりましたので、出席停止とします。 下記の出席停止期間の基準を参考にして、主治医から登校してもよいと言われるまで自宅で療養して ください。

この措置は、お子様に充分休養を与え、早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものであり、療養期間中は欠席扱いをいたしません。

なお、登校の場合には、右記用紙「出席停止解除願い」を保護者が記入し担任までお届けください。 ※ ただし、登校した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、休養を指示するか、診断書の提出を求める場合があります。

学校において予防すべき感染症の種類

分類	病 名	出席停止期間の基準				
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルスによるもの)、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律[平成十年法律第百四十号]第六条第三項第六号に規定する特定インフルエンザ(次号及び第十九条第二項イにおいて同じ)であって、血清亜型が H5N1 及び H7N9であるもの)、中東呼吸器症候群、指定感染症及び新感染症	治癒するまで				
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日 を経過するまで				
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質 製剤による治療が終了するまで				
第	百日咳					
2	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで				
種	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経 過し、かつ、全身状態が良好になるまで				
	風しん(3日はしか)	発疹がなくなるまで				
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで				
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなった後2日を経過するまで				
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで(医師の診断による)				
<i>5</i> 55	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜					
第	炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎(ノ					
3	ロウイルスなど)、溶連菌感染症、伝染性	感染のおそれがなくなるまで (医師の診断による)				
種	紅斑(りんご病)、					
10/7/	その他の感染症※下記表示					

※その他の感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、 帯状疱疹 (ヘルペス)、ヘルパンギーナ、伝染性軟ぞく腫 (水いぼ)、伝染性膿痂疹 (とびひ)、伝染性 単核症、EBウイルス感染症、[

※令和5年4月28日付け文部科学省通知「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」により、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「第1種」から「第2種」に変更となりました。

出席停止解除願い

大田区立大森第二中学校長 様

児童・生徒氏名	年	組	. 番	氏名					
病 名									
療養期間	令和	年	月	日	~	令和	年	月	日
受診していた医療機関	医療機関名								
			電話		()		

上記の病気のため、休みましたが、主治医より登校してもよいと言われましたので、出席停止の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名

※この用紙は、すべて保護者が記入し、提出していただくものです。